

2021年9月17日

京都府知事 西脇隆俊様

京都府保険医協会  
理事長 鈴木 卓

## 第6波を見据えた新型コロナウイルス感染症にかかる 医療提供体制の強化に関する要請書

### 【要請理由】

新型コロナウイルス感染症「第5波」は凄まじい勢いだった。現在の感染症法や新型インフルエンザ特措法等に基づく施策の体系だけでは、すべての患者に対する医療を保障することが到底できないことがあらためて明白となった。来るべき第6波に備え、地方自治体とすべての医療者が出し得る力を発揮し、京都府市民の生命を守る体制を構築する必要がある。

以上のことから、別途項目について要請する。

### 【要請項目】

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した患者さんに良質かつ適切な医療を提供できるよう、1床でも多く、病床を確保していただきたい

- (1) 公立・公的病院に新たに新型コロナウイルス感染症患者受け入れ病棟を設置すること。
- (2) 上記にあたっては、京都府のリーダーシップにより、地域単位での病院間連携体制を構築（情報共有・会議開催等も含めて）し、一般医療における患者さんの受け入れや新型コロナウイルス感染症の重症度に応じた相互の受け入れがスムーズに行えるようにすること。
- (3) 上記が実施できない場合は窮余の策として体育館・展示場等を活用した新型コロナウイルス感染症専用病院を設置すること。但しこの場合は、必要十分な医療の提供はもちろん、患者の尊厳・プライバシー等を守ることが出来るよう、療養環境を可能な限り病院に近づけること。

#### 2. 宿泊療養施設における医療機能をさらに拡充すること

入院待機ステーションと宿泊療養施設の機能を併せ持った臨時的医療施設を設置していただきたい。これにより、施設療養中に重症化した患者への酸素療法や中和抗体療法が同一施設内で行えるようにすること。その機能を果たせる形状のホテルを新たに借り上げ、配置する医師、看護師、出務医師等スタッフ体制を強化すること。

### 3. 保健所の危機を克服し、地域住民の生命を守る体制を再構築すること

京都府内の各保健所のひっ迫を鑑み、地区医師会との連携を強めるとともに、自宅療養者への生活支援については、令和3年8月25日付新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）」に基づき、市町村と連携して行っていただきたい。

### 4. 自宅療養中の陽性患者への診療を行う医師への支援の強化を

京都市域も含め、自宅療養中の陽性患者への診療（往診を含む）を行う医師への支援を強化していただきたい。

- (1) 医師・看護師が新型コロナウイルス感染症に感染し、休診を余儀なくされた場合、速やかに補償する制度の創設。
- (2) 医師・看護スタッフが定期的にPCR検査を実施できるための財政保障。
- (3) 中和抗体療法の適応を臨床医師が判断できる仕組みへの変更。

### 5. インフルエンザとの同時流行に備え、ワクチン接種の啓発と確保を

日本ワクチン学会は「COVID-19 とインフルエンザの流行期が重なることによる外来受診患者の増加や医療体制の逼迫は、今冬の2021-22 シーズンにも懸念」されると指摘（2021年6月21日）しており、「生後6カ月以上のすべての人に対するインフルエンザワクチンの接種を推奨」している。府民に対し、今シーズンのインフルエンザワクチンの接種の重要性を発信し、希望する人にワクチンが行き渡るよう確保していただきたい。

### 6. 学校や子どもたちの生活する施設における対策の強化を

第5波においては学校における子どもたちの間での感染拡大が顕著である。学校のみならず、子どもたちが生活する社会福祉施設・教育施設において、必要な検査が必要に応じて実施できる体制の実現や、日常的な感染防止対策、陽性者の発生にあたっての休校・施設閉鎖や学級閉鎖の判断等の課題が、個々の学校・施設や各自治体担当課任せにならないよう、専門家の知見も踏まえ、適切な助言・支援を可能とする体系的な仕組みを構築すること。

以 上